

## 韓国の人口統計 (ライブラリ・コーナー)

著者	二階 宏之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	241
ページ	54-54
発行年	2015-10
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00003101">http://hdl.handle.net/2344/00003101</a>

## 韓国の人口統計

一階宏之

韓国の総人口に関する統計は人口住宅総調査（人口センサス）、住民登録人口統計、将来人口推計の三種類がある。この中で韓国の公式統計にあたるのは将来人口推計である。

人口住宅総調査は韓国内のすべての人と住宅の規模およびその特徴を把握するための国家基本統計調査である。近年、単独世帯や共稼ぎ夫婦などの増加で未回答の事例が増え、また、調査費用の負担も大きいことから、二〇一五年人口住宅総調査では「登録センサス方式」を導入することにした。登録センサスとは、訪問調査をせずに、住民登録簿や建築物台帳などの行政情報を利用して全数調査を行う方式である。行政情報を利用することで、回答者の負担やデータの重複・漏れを少なくし、また、経費も大幅に削減できるという効果がある。人口センサスの沿革は表1のとおりである。KOSIS（韓国統計庁国家統計ポータルサイト）では、一九二五年の第一回センサスから二〇一〇年センサスまでのデータを公開している。（<http://kosis.kr>）

住民登録人口統計は住民登録法に基づき、中央省庁である行政自治部が各地方自治体で作成したデータを

表1 人口センサスの沿革

実施年	名称	特徴	閲覧可能状況		
			冊子体の所蔵状況	Web ※注2	KOSIS
1925.10.1	簡易国勢調査	最初の人口センサス実施	※注1	韓国中央図書館	○
1930.10.1	朝鮮国勢調査	初めて職業などの経済活動事項を入れる	○	国会図書館	○
1935.10.1	朝鮮国勢調査	常住地項目の追加調査	※注1	国会図書館	○
1940.10.1	国勢調査	兵役関連項目、3年前の職業・産業の項目調査	※注1	-	○
1944.5.1	簡易国勢調査	資源調査法に基づき実施	一※注3	-	○
1949.5.1	総人口調査	初めて人口移動事項を入れる	一※注4	-	○
1955.9.1	簡易総人口調査	世帯項目を初めて実施	○	-	○
1960.12.1	人口住宅国勢調査	・UN統計局支援の下、初めて住宅に関する事項を取り入れ、「人口住宅国勢調査」として名称変更 ・経済活動と生産力事項の20%を標本集計	○	-	○
1966.10.1	人口センサス	10% 標本調査も実施（経済活動と生産力）	○	-	○
1970.10.1	総人口・住宅調査	10% 標本調査も実施（経済活動、生産力、人口移動及び一部住宅に関する事項）	○	-	○
1975.10.1	総人口・住宅調査	5% 標本調査も実施（経済活動、生産力、人口移動及び一部住宅に関する事項）	○※注5	-	○
1980.11.1	人口・住宅センサス	・調査基準時点変更（10.1→11.1） ・15% 標本調査も実施（経済活動、生産力、人口移動）	○	-	○
1985.11.1	人口・住宅センサス	・全項目全数調査 ・名字、本貫、宗教に関する調査を実施	○	-	○
1990.11.1	人口住宅総調査	・10% 標本調査も実施（経済活動、生産力、人口移動、通勤通学、一部世帯に関する事項） ・データ入力的光学読取方式（OMR）導入	○	-	○
1995.11.1	人口住宅総調査	・10% 標本調査も実施（経済活動、生産力、人口移動、一部世帯に関する事項） ・空き家調査表を利用した空き家調査の実施	○	-	○
2000.11.1	人口住宅総調査	・10% 標本調査も実施（経済活動、人口移動、高齢者、情報化、一部世帯に関する事項）	○	-	○
2005.11.1	人口住宅総調査	・10% 標本調査も実施（経済活動、人口移動、通勤通学、低出生、高齢者、一部世帯に関する事項） ・インターネット調査方法の導入	○	-	○
2010.11.1	人口住宅総調査	・10% 標本調査も実施（経済活動、人口移動、生産力、高齢者、住居・福祉に関する事項） ・インターネット調査拡大（0.9%→30%目標） ・超豪華グリーン成長関連の調査項目選定 ・ICR入力方式を通じたデータ入力	○※注5	-	○
2015.11.1	人口住宅総調査	・全数調査を登録センサス方式に転換 ・標本調査拡大（10%→20%） ・インターネット調査方式適用、ICR方式データ入力	-	-	-

(注) (1) アジア経済研究所が所蔵無し、国内他機関の所蔵あり。  
(2) ウェブサイトで画像閲覧可能。  
(3) 日本の敗戦により詳細な資料は無し。  
(4) 朝鮮戦争により消失。  
(5) 標本調査についてアジア経済研究所が所蔵無し、国内他機関の所蔵あり。  
(出所) KOSIS（韓国統計庁国家統計ポータルサイト）（<http://kosis.kr>）より筆者作成。

表2 各人口統計の比較

	人口住宅総調査 (人口センサス)	住民登録人口統計	将来人口推計
統計頻計	調査統計	報告統計（業務統計）	加工統計
統計種類	指定統計	一般統計	一般統計
調査・作成目的	○人口規模、分布・構造と住宅に関する特性を把握、各種政策立案の基礎資料を提供 ○各種世帯関連の経常調査標本などの基礎資料として活用	○「住民登録法」により、住民登録人口と世帯状況について全国単位の行政単位（市・道・市・郡・区、邑・面・洞）年齢別統計を集計 ○選挙、教育、福祉、交通、地域開発などの各分野に適用性のある統計を提供	○年金・財政政策など、国家中長期経済社会発展計画の基礎資料を提供 ○将来世帯推計のうち人口を活用した多様な主題別推計の基礎資料として提供
調査・作成周期	5年	月	5年：人口住宅総調査実施の翌年（全国編）、翌々年（市・道編）
開始年度	人口総調査：1925年、住宅総調査：1960年	1991年	1964年に1960年の人口総調査結果に基づき、推計人口（1960～2000）を最初に作成
調査・作成対象	調査時点の韓国領土内に常住するすべての内・外国人と住んでいる居所	個人	-
調査・作成単位	世帯一人または二人以上が集まり、炊事、洗濯などの生計を共にする生活単位	住民登録地に申告された全国民	-
調査・作成範囲	韓国に常住するすべての内国人と外国人	月末時点の住民登録地に申告された韓国国民	-
調査・作成地域	韓国領土のうち行政権が及ぶ全地域	全国	全国および17市・道
調査・作成方法	○調査員面接方式 ○回答者記入方式 ○インターネット方式	行政機関が集計	コーホート要因法
調査・作成体系	○主幹機関：統計庁 ○実施機関：地方自治体と6つの中央行政機関	市・郡・区の住民登録システムから行政自治体の住民登録電算情報センターへ（自動集計）	統計庁

(出所) KOSIS（韓国統計庁国家統計ポータルサイト）（<http://kosis.kr>）より筆者作成。

自動集計するものである。選挙や教育などの国家行政や政策の基礎資料として活用される。データを利用する際は次の点に関して注意が必要である。外国人や未申告者は含まれず、留学など国外に住んでいても住民登録票に記載されている場合は統計に含まれる。また、住民登録法の改定（二〇〇九年一月二日）で居住地

不明登録制度が導入されたことにより、二〇一〇年一月からは居住地不明登録者を住民登録者と同様に人口統計に含んで公表している。行政自治部のサイトでは二〇〇八年から毎月データを公開している。（<http://kosis.gov.go.kr:8081>）

将来人口推計は、人口住宅総調査と住民登録人口統計を補完する意味で作成された韓国の公式統計である。推計に当たっては、人口住宅総調査に基づいて、出生、死亡、移動の要因を計算して人口を推定（コーホー

ト要因法）し、国家発展計画と社会・経済指標作成のための基礎資料や学術資料として活用される。統計庁は、一九六〇年から韓国の将来人口を展望してきたが、一九九六年に「将来人口推計」年報を公式的に刊行した後、二〇一一年一月に四度目の報告書を発表した。表2に各人口統計の特徴をまとめておく。

（にかい）ひろゆき／アジア経済研究所 図書館情報レファレンス課長